

総務企画委員会記録  
<第7号>

平成30年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成30年3月20日（火曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録&lt;第7号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成30年3月20日 火曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後2時0分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第4号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 3 乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 5 乙第7号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第8号議案 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第48号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 8 乙第66号議案 包括外部監査契約の締結について
- 9 乙第67号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 10 乙第68号議案 副知事の選任について
- 11 陳情平成28年第37号、同第40号、同第48号、同第55号、同第67号、同第89号、同第155号、同第158号、同第166号、陳情平成29年第10号、同第20号、同第32号、同第33号、同第45号、同第46号、同第54号、同第70号、同第74号から同第77号まで、同第88号、同第93号、同第94号、同第106号、同第135号、陳

情第12号、第26号及び第35号

- 12 自衛隊について（自衛隊ヘリコプターの機体の一部落下事故について）
- 13 閉会中継続審査・調査について
- 14 視察調査日程について（海外）
- 15 自衛隊ヘリコプターの機体の一部落下事故に関する意見書の提出について（追加議題）

---

**出席委員**

委員 長	渡久地	修	君
副委員 長	新垣	光	栄
委員	又吉	清	義
委員	中川	京	貴
委員	仲田	弘	毅
委員	宮城	一	郎
委員	当山	勝	利
委員	仲宗根		悟
委員	玉城		満
委員	比嘉	瑞	己
委員	上原		章
委員	當間	盛	夫

委員外議員      なし

---

**欠席委員**

花城大輔君

---

**説明のため出席した者の職・氏名**

知事 公室 長	謝花喜一郎君
参事兼基地対策課長	金城典和君

広 報 課 長	屋比久 義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	上 原 孝 夫 君
子 ども 生 活 福 祉 部 消 費 ・ く ら し 安 全 課 副 参 事	比 嘉 千 乃 さん
会 計 管 理 者	大 城 玲 子 さん
警 務 部 長	中 島 寛 君
生 活 安 全 部 長	新 里 一 君
交 通 部 長	梶 原 芳 也 君
警 備 部 長	高 塚 洋 志 君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案、乙第4号議案から乙第8号議案まで、乙第48号議案、乙第66号議案から乙第68号議案までの10件、陳情平成28年第37号外28件、本委員会所管事務調査事項（自衛隊について）、閉会中継続審査・調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、子ども生活福祉部長、会計管理者、警察本部警務部長、同生活安全部長、同交通部長及び同警備部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 それでは、乙第1号議案について御説明いたします。

皆様のお手元には、資料1 提出議案の概要及び資料2 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例新旧対照表を配付しております。説明については、資料1の提出議案の概要で行いたいと思います。そちらをごらんいただければと思います。

乙第1号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことを踏まえ、消防法に基づく貯蔵所の設置許可申請に対する審査、完成検査前検査や保安検査に係る事務並びに危険物取扱者及び消防設備士に係る試験及

び免状交付に係る事務手数料の一部を改正する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行する予定であります。政令に合わせまして、危険物取扱者及び消防設備士に係る試験及び免状交付と再交付に係る事務手数料の改正については、周知期間を確保する観点から、平成30年5月1日から施行することとしております。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 こういった手数料を上げる場合に、この上げ方の根拠というのは、各部門によって掛け率が違うのですが、この掛け率というのはどのようにして判断するのか、御説明お願いできませんか。

○上原孝夫防災危機管理課長 ただいま知事公室長の説明にもございましたが、今回の手数料というのは、国が定めている政令でやっていますので、国でいろいろ掛け率とか、人件費、物件費といったものを細かく算定してやっていますので、詳細についてはこちらにも来ますけれども、県もそれと同じような形で積算してやった場合、県が手数料を独自でやった場合と国のものを比べた場合、今回、県が若干高くなるというのがございます。それで、国が定めている手数料に合わせて今回手数料を改正しています。

○又吉清義委員 ということは、今の説明にあるように、この掛け率というのは、各種類によって全国一律だと理解してよろしいですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 各県や市町村でその事務をやっていますが、こ

の政令に合わせた形の手数料の額になっているということを聞いています。

○又吉清義委員　そういった経費がかかることは百も承知ですが、またそういった危険物取り扱いに対して認識を持たせる意味で、そういった有資格者といえますか、そういう方を大いにふやすことを考えた場合には、非常に市民・県民の安全も守ることができる。掛け率が一番高いのが試験料なので、むしろ試験料が一番掛け率が少なくてもいいのかなど。1.3倍で一番これが高いのです。あとは1.0何倍とかですが、やはりこの辺はできる限り緩和してあげて、多くの方々に知ってもらおうという趣旨を県で決めているのかということがありまして、その辺はどうでしょうか。

○上原孝夫防災危機管理課長　特に今回3割程度、試験手数料をアップしておりますけれども、たまたまこの試験手数料は、昭和59年から一度も改正がございません。そういったこともあって物価の変動とか、あとは最近、セルフのガソリンスタンドとかがどんどんふえてきて、危険物の資格を持っていても働く場所が少なくなってきたということもありまして、この危険物の試験を受ける方が多い時期に比べて半減ぐらいになっているということもございます。そういったこともございまして、いろいろ消防試験をやっているセンターがございしますが、いろいろ経営が苦しくなってきたというところも若干ございまして、試験手数料に反映させているということをお聞きしております。

○渡久地修委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長　再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成28年第37号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料知事公室に基づき御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表がございます。知事公室所管の陳情は、継続16件、新規2件となっております。

まず、継続審査となっております陳情16件につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

継続となっている陳情平成28年第48号放射能公害被害者に人権の光を求める陳情につきまして、修正がございます。

説明資料4ページをお願いいたします。修正した箇所につきましては、下線で示しており、読み上げて御説明いたします。

項目2の後段に「また、平成30年2月6日の県民会議幹事会において、県内避難者への生活支援の一助として、残余財産を活用し商品券（子ども世帯5万3000円相当、その他の世帯3万5000円相当）を再度提供することを決定したところであり、平成30年3月9日から27日までの間、各避難者からの申請を受け付け、4月下旬を目処に商品券を発送する予定であります。」を加えています。

続きまして項目3の2段落目後段部分は時点修正を行っており「平成30年3月1日現在で363名」に修正しております。

続きまして、説明資料の13ページをお願いいたします。

陳情平成29年第45号「北朝鮮の暴発から県民を守るために必要な措置をとることに係る陳情」につきましては、説明資料14ページをお開きください。

項目2の3段落目に「また、国においては同年11月14日に全国一斉情報伝達訓練を実施し、県においても11月以降毎月第4水曜日に県内市町村とともに定期的に情報伝達訓練を実施しているところですよ。」を加えています。また項目3については、第2段落目後段部分を「訓練実施を検討するよう依頼し平成30年3月11日には宜野湾市において同訓練が実施されております。」に修正しております。

続きまして、説明資料の16ページをお願いいたします。

陳情第70号「消防防災ヘリとヘリ基地の整備に関する意見書」につきましては、全面修正を行っております。「県では、事故・災害時の情報収集、急患・物資・人員の搬送活動、捜索・救助活動、空中消火活動等における消防防災ヘリ

コプターが果たす役割は大きいと考えております。平成29年度においては、消防防災ヘリの導入が可能かどうか、また導入する場合の一定の方向性を検討するため、その必要性や運航管理体制、必要となる機体や装備品、ヘリ基地等の施設・設備、それらの運用を含む経費概算等について、有識者等で構成する「沖縄県消防防災ヘリコプター調査検討委員会」を4回開催し、調査・検討を行ったところです。検討委員会において「導入に向けて、県及び市町村で調整を進めるべき」との結論が出されたことから、平成30年度は、とりまとめた調査検討報告書をもとに、県及び市町村との合意形成を図り、最終的に導入を決定したいと考えております。」に修正しております。

続きまして、説明資料の19ページをお開きください。

陳情平成29年第75号「沖縄県主催で国民保護計画に基づく避難訓練の実施を求める陳情」につきましては、説明資料20ページをお開きください。

項目1の第2段落後段部分を「依頼し、平成30年3月11日には宜野湾市において同訓練が実施されております。」に修正しております。

続きまして、説明資料の25ページをお願いいたします。

陳情平成29年第94号「南部離島町村における平成29年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情」につきましては、項目3の4段落後段部分を「平成29年9月から10月に、照明設備について陸上自衛隊と南城市による協議が行われ、12月の南城市議会において当該設備整備に係る経費が予算措置されております。現在は、既に着工されており、平成30年4月末には完成・供用開始予定と聞いております。」に修正しております。

次に新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の27ページをお願いいたします。

陳情第12号沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業に関する陳情につきましては住宅等開発磁気探査支援事業については、平成29年度は前年度当初予算の約2.25倍の10億8600万円を計上しましたが、11月末時点で執行率が97%となったことから一時的に補助金交付申請の受付を中断しました。その後、予算流用等により、12月には受付再開しております。平成30年度においては、平成29年度当初予算の約1.35倍となる14億7000万円を計上しました。今後は年度途中で交付申請の受付を中断しないよう計画的に予算流用等を行う等、執行管理体制を強化していきたいと考えております。

続きまして、説明資料の28ページをお開きください。

陳情第35号「請願権」の行使に係る県内在住者向けの趣旨解説及び手続等の改善を求める陳情書につきましてですが、県では県政に関する県民の声を広く取り上げるため、県民御意見箱、パブリックコメント等に関する説明を公式ホ

ホームページに掲載し、周知しているところです。県議会への請願については、県議会ホームページにおいて、詳しくお知らせしているものと承知しております。しかしながら、知事部局と県議会の請願手続に相違点があることや、年齢及び県民に限らず請願書を提出できること等について、見直しが必要と認識したところです。請願権について、わかりやすさや正確さに留意した内容を新たに広報課ホームページ内に掲載するなど、見直し等を実施いたします。

以上、知事公室の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○**渡久地修委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第48号の記の1について、子ども生活福祉部消費・くらし安全課副参事の説明を求めます。

比嘉千乃消費・くらし安全課副参事。

○**比嘉千乃消費・くらし安全課副参事** 説明資料2ページをお開きください。

知事公室との共管となっております陳情平成28年第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳情の3ページ、事項1につきましては、第3段落目、前段部分の「平成29年度に」を、「平成29年度及び平成30年度は」に修正しております。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○**渡久地修委員長** 消費・くらし安全課副参事の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○**宮城一郎委員** 新規の陳情第35号の請願権の行使に係る云々というところなのですが、概要のほう、要旨を拝見させていただいて、ざっくりとではあるのですがつかんでいるところなのですが私の不勉強で、もう少し詳しく御説明いただけたらと思っております、御指導よろしくお願ひいたします。

○屋比久義広報課長 請願権について、御説明申し上げます。一般的に請願とは、広く国や地方公共団体に対して、その職務権限に属するあらゆる事項について要望を述べる行為のことをいうとされています。これは憲法上の権利の一つでございます。憲法第16条に規定がございます。憲法上の権利の一つであります。請願をする際に用いる文書を請願書と我々は呼んでおります。請願書はその性質上、官公庁を直接拘束するものではないとされておりまして、ただ適法な請願に対してはこれらを受理し、誠実に処理しなければならないということとなっております。請願については一般的には、一般法として請願法がございます。県議会など地方議会につきましては、地方自治法等、あるいは国会の各議院に対する請願については国会法等で定められております。請願をすることができる者は、住民に限らず、例えば旅行者、滞在者等も含まれ、日本国民でない者も請願することができ、年齢制限もないとされておりまして。

○宮城一郎委員 地方公共団体というところなのですが、例えば、教育委員会とかそういったところも含まれるんでしょうか。

○屋比久義広報課長 含まれます。

○宮城一郎委員 一般的に行政機関は教育に関するものに対して侵害とかそういうものは好ましくないとされていると思うのですが、一般県民なり国民なりが、例えば教育委員会とかに何らかの要望みたいなものを請願権によって行使することも可能なのですか。

○屋比久義広報課長 可能でございます。

○宮城一郎委員 教育委員会に限らず、いろいろなケースが想定されると思っております。この場ではないのですが、今度時間を改めてこういった公共団体があってどういうケースが考えられるというのを御指導いただきたいと思っておりますので、改めてレクチャーをいただけたらと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 陳情平成28年第48号放射能公害被災者に人権の光を求める陳

情ですが、新年度予算で陳情にあった住宅支援が継続されるということで、関係者の皆さんも喜んでいますが、その対象となるのは福島県からの避難者になるわけですが、県内には福島県からの避難者は何人くらいいらっしゃるのか、この間、国や福島県は帰還を勧めるような政策をしているわけですがけれども、実際にはそういった形で進んでいるのか、現状について教えてください。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 福島県の避難指示区域外から避難してきた方につきましては、平成30年3月15日現在で、この沖縄県の家賃補助制度を交付決定した世帯数は84世帯となっております。それ以外に東日本大震災の避難者に対する民間賃貸住宅借り上げ金の供与につきましては、平成30年3月1日現在で、福島県からの避難者に対して9世帯に応急仮設住宅の供与を行っております。

○比嘉瑞己委員 現状はそれで、この数年間、国は戻ってくるよという政策を進めていると思うのですが、この推移で実際に戻っている人たちはどれくらいいらっしゃるのか。

○比嘉千乃消費・暮らし安全課副参事 昨年度、家賃補助制度を制定するに当たって、その時点の福島県の避難指示区域外からの避難世帯数は138世帯いました。そのうちの約2割の方が福島県に居住を移しております。

○比嘉瑞己委員 138世帯から今、それでも84世帯はまだ暮らし続けたいという人たちがいるということがわかるかと思えます。そうした、被災者の皆さんの気持ちに寄り添った施策を検討して引き続き継続していただきたいと思えます。

それで4ページに、県民会議の幹事会のお話が出ております。これは残余財産の話があって、商品券をもう一度また交付するということになるのですが、この県民会議は今後こういった形になっていくのか。継続して取り組むべきだと思うのですが。

○上原孝夫防災危機管理課長 県民会議については、この残余財産が今回商品券を全部お配りしたらほとんどなくなるということもございまして、その時点で閉じるということで、そのときはまたイベントとかをさせていただきたいと思えます。

○比嘉瑞己委員 7年前の被災のときに沖縄県がこうした取り組みをしたということは本当に関係者の皆さんを励ましたと思います。企業の皆さんも協力したいということでこの県民会議を持たれたと思うので、ぜひそうした被災者の皆さんに寄り添いたい、支えたいという県民の気持ちをこれで終わりにすることなく、関係者の意見を聞いた上で、慎重に判断していただきたいなと思います。

この点について、知事公室長に、この間かかわってきていると思いますので、県民会議のあり方についてお聞きしたい。

○謝花喜一郎知事公室長 今、比嘉委員からございましたように、沖縄県では、平成23年の東日本大震災後、直ちに3月25日にいわゆる県民会議を設立いたしました。被災地県の意向に沿ってさまざまな施策を実施したところですが、震災から7年が経過して、被災県から従来の災害救助法による対応は平成29年3月末までとして、今後は帰還や生活支援に向けた総合的な支援策に移行する方針を発表されているところです。平成30年2月以降は委員からもありましたように、まだ避難指示が継続している等の避難世帯というのが残ってございます。県としましては、今後県民会議事業ですとかそういったものについて、どのような形で対応するかということでもさまざまな議論を行ってきたところですが、昨年の9月に県民会議の役割を一定程度終了させて、あとは生活支援として、先ほど子ども生活福祉部からありました、そういった施策をもって帰還支援を実施したいと考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 福島で、チェルノブイリ事故も5年後から子供のがんとかが多く発見されて、被害の実態というのは今からあらわれてくると思います。そうした中で、しっかりと被災者の皆さんの気持ちに寄り添う取り組みが必要だと思いますので、引き続きその動向には注視していただきたいと思います。

次に16ページの、陳情平成29年第70号の消防防災ヘリについてですが、この70号だけでなく、ほかにも防災ヘリ関連の陳情が出ています。今回の処理概要では、導入に向けて取りまとめをしているということなのですが、この間の議論、概要でよろしいですので市町村からの要望の強さというのはどのように受けとめていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 防災ヘリにつきましては、平成28年に北部の地域から防災ヘリの導入についての要請がなされたところです。県におきましては、

アンケート調査などを実施して防災ヘリの導入を要望する声が大変大きいということが確認できたところです。そういったことで平成29年度から検討委員会を立ち上げたところでございます。検討委員会はこれまで4回開催いたしまして、さまざまな議論を行ってまいりました。その中で、県内の事故・災害にみずから対応して、大災害への主導対応能力ですとか、オペレーション能力を整えることで県民の安心安全を支えるため、また国内大災害への航空消防援助体制の最終の空白地帯、これが沖縄県が最終となっておりますので、消防防災ヘリの導入に向けて、今後県及び市町村と調整を進めるべきだという結論に至ったということでございます。

**○比嘉瑞己委員** しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、陳情第12号、27ページですね。この磁気探査の不発弾に関する陳情ですが、この間、この委員会でもいろいろ議論がありました。執行率も高くて、途中で対応しておりましたが、このニーズというか、申請件数がなかなか年度によって見込みというのは難しいと思うのですが、これからも旺盛になってくると思います。この予算の流用という形でなくて、当初予算でしっかりと確保することも大事だと思うのですが、その辺の考え方はどうでしょう。

**○上原孝夫防災危機管理課長** 陳情の処理方針にもございますように、住宅については、需要が高まっているということもありまして、かなり予算をアップしたということで14億7000万円やっています。特に住宅等の補助金について難しいところは民間の事業に補助するというのもございまして、行政が公共事業でやる場合は計画的にやっているものでその辺はわかるのですが、なかなか予測がしがたい。それと、件数で把握しようとしても1件100万円未満のものもあったり、1件数億円のものもあったりとか、かなり金額にばらつきがございまして、件数で比較してもなかなかわかりづらいというのもございます。その辺で我々、いろいろこの補助金を使うような大型案件、例えばホテルとか、大きな店舗とか、病院とかですね、そういったところの情報をなるべく早く収集して計画的に補助金を交付できればと考えております。

**○比嘉瑞己委員** こうした民間だから予測が難しいというのがあって、それが沖縄では不発弾処理にあと70年かかると言われています。予算審査のときにも少し触れたのですが、この間大阪地裁で、個人に費用を求めるという判決がでて、大変驚きました。こうした中で沖縄県がこの間沖縄振興特別措置法で国の責任においてという形で求めてきたということがどれほど重要なことなのかと

いうのを改めて感じたわけですが、これから戦後七十数年たって戦争被害というものの風化が進んでいくと思うのですが、引き続き県が声を上げ続けることが大切だと思います。皆さんこの間、政府に対してはしっかりと求めてきたところだと思うのですが、改めて今回のああいっただ判決も受けて、知事公室長としては今後どのように沖縄県として政府に求めていくべきか、基本的な考えを教えてください。

**○謝花喜一郎知事公室長** 予算委員会でも比嘉委員から質問があったと思います。大阪地裁の判断というのは、いわゆる不発弾処理というのものもある意味国民が等しく受忍しなければならない戦争損害だというような形がありますけれども、ただ沖縄県は住民を巻き込んだ地上戦が唯一行われた地域です。そういった中でやはりこの多くの不発弾が、復帰前、復帰直後からも、さまざまな事故を引き起こしていると。そういった中で糸満市での事故などがあって、国においてはその不発弾対策というものを大変重視していると。平成14年の沖縄振興計画で初めて戦後処理の中で不発弾問題が取り入れられて、平成24年でも引き続き不発弾対策について、法律の附則でもって明記されたところです。やはり我々としては不発弾対策については戦後処理の一環として引き続き国の責任においてしっかり対応していただく必要があると考えているところです。

**○比嘉瑞己委員** あと1点、官僚の皆さんには、系統的に県の取り組みもわかっているとは思いますが、そのときの政治の状況で担当大臣がかわっていくこともよくあります。この国会議員の皆さんにもですね、県の歴史や現状を伝えることは大切だと思うのですが、この大臣に対する要請というのはどのような形で行っていますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 沖縄担当大臣、前回も福井大臣がお見えになっておりますけれども、必ず要望事項の中に不発弾対策については要望項目として入れさせていただいております。これが、大臣がかわることによって後退することのないよう沖縄県としてもしっかり要望しているところでございます。

**○渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
又吉清義委員。

**○又吉清義委員** まず7ページから確認なのですが、石垣で外国船漁船が座礁して、その経費約8割は返済・弁済されたのが残り2割についてまだ支払いさ

れていませんということだったと思いますが、県としても調整を行ってまいりますということになっていたのですが、あれから早1年が過ぎようとしています。その残り2割についてはどのようになったか、確認をしましたか。

○上原孝夫防災危機管理課長 3月5日に、中身について確認したところまだ交渉中とのことで、まだ弁済されていないという状況でございます。

○又吉清義委員 多分交渉中というのは、石垣市そのものが交渉しているかと思うのですが、県としてもそういったアクションを起こしているのか、アクションを起こしたことはないのか、それは立場的にどんなものでしょうか。

○上原孝夫防災危機管理課長 当事者は石垣市ですので、県としてのアクションは特に起こしてはいません。我々確認だけさせていただいているという状況です。

○又吉清義委員 やはり最終的には県として何らかのアクションを起こしてもいいのかなと思うのですが。では、石垣市だけで全て行われて、県は全く連絡を受けるだけであり、県としては何らノータッチということになるのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長 今まで石垣市で対応させていただいているということもございまして、確認だけしておりますが、今後こういった支援ができるか石垣市と相談させていただきます。

○又吉清義委員 今後また起こるか起こらないかわからないですが、県もこの辺アンテナを張って、お互いスピーディーに進めるように、ぜひ県として取り組んでもらいたいものですから、石垣市だけでもしかして力不足かなという感じもするものですから、ぜひ迅速に対応するか、取り扱っていただけませんかということを要望申し上げます。

次は、21ページの天気予報についてですが、陳情平成29年第76号にあります尖閣諸島地方を分割して特出しした天気予報の実施を求めるということで、県の回答を見た場合には技術的な観点から可能としている—可能性もあるということですが、県としてメリット・デメリットがあれば御説明お願いできませんか。

○謝花喜一郎知事公室長 陳情の趣旨は、中国側が尖閣について天気予報を掲

載していると。そういった中において、尖閣は我が国固有の領土であって、そこには領有権の問題はないのだ、というのが日本政府の立場でありますし、沖縄県も同様に考えているところです。そういった中においてやはりしっかりと自国の領土について天気予報を掲載することが必要ではないかという趣旨でそういった陳情がなされたと理解しているところでございます。

この件については陳情処理方針にも記載してございますが、国会におきましても議論がなされて技術的には気象庁も可能だというようなことをおっしゃっております。ですから、県といたしましてはそういった気象庁の方針を受けて、これは安倍総理が答弁してございますけれども、政府の対応等を注視しているところでございます。

**○又吉清義委員** それもよしかと思うのですが、ただ尖閣そのものを石垣市なり沖縄県なり、一番身近に感じるのは我が沖縄県ではないのかなと。そうであれば領有権ということ以前に、今私も個人的に気になるのは常に尖閣に中国の船が来ることによって、いつの間にかこれから子供たちが中国の船が自由に入りしているから、中国のものと勘違いしないかなと。そこを私は沖縄県民のものだということを知らしめる意味でも沖縄県民に尖閣の天気予報を率先して出すことによって「沖縄県のものだね」という意識づけもできるし、立派な政策ではないのかなと思うものですから、国がどうのこうの言うよりも沖縄みずから動くべきだと私は思いますが。知事公室長、いかがでしょうか。

**○謝花喜一郎知事公室長** やはり我が国固有の領土をしっかりと国民が認識するということが重要だと私も考えてございます。そういった中において石垣市におきましても尖閣諸島開拓の日を制定いたしまして、式典などを開催しております。沖縄県からもせんだって浦崎副知事はその式典に参加して式辞を述べております。沖縄県といたしましても、石垣市と連携して、我が国の固有の領土であることを主張してまいりたいと考えております。

**○又吉清義委員** ぜひ、常にそういう声を上げていただきたいと。そうしないといつの間にか誤解が生じるし、またあらぬ方向性に持っていかれるととんでもございませんので、漁民の安全性を守る意味でも、石垣とともに絶えず声を上げるようにやっていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 昨日でしょうか、宮古のほうで海上保安庁の巡視船が1隻ふえたという報道もあります。沖縄県としても海上保安庁から、寄港地

域についていろいろ調整等がありましたらその際には知事公室も間に入りまして、土木建築部あたりとも調整を行っているところです。そういった観点からも沖縄県は今後ともしっかりと尖閣諸島の安全・安心について取り組んでまいりたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当間盛夫委員。

○当間盛夫委員 陳情第12号不発弾磁気探査に関してちょっとお聞かせください。予算的なものを当初この住宅等に関しては4億円ぐらいからスタートして、周知が図られてきているなあというところもあって、陳情は予算が足りないから11月で執行も終わって、というような流れになってはいるのですが、平成29年度でわかる分です。いいのでこの住宅等磁気探査事業での、実情というか、探査してどういう形で不発弾が出てきたというようなものは皆さん把握はされていると思うのですが、今後70年かかるこれだけのものがあるということですから、那覇で例えば国際通りのホテルの部分でこうだったとか、もろもろの事業の効果とは言わないですが、不発弾の発見状況をお答えできますか。

○謝花喜一郎知事公室長 住宅等開発磁気探査支援事業における不発弾の発見件数ですけれども、平成28年度における発見件数は3件で、砲弾は3発でありましたけれども、平成29年度は1月末時点で発生件数は7件、砲弾は18発となっております。内訳ですが、糸満市が2件で12発、豊見城市が1件で2発、那覇市、浦添市、沖縄市、石垣市でそれぞれ1発ずつとなっております。

○当間盛夫委員 沖縄は観光を含めて好調なものがあるから、ホテル関係もこれから80件以上の計画が出ているところもあると思うのです。その中で言われるように、計画はするけれども磁気探査を待つのでなかなか計画が進まないというような苦情があるとまた違うのかなとも思いますし、現実こういう形で1月末でも7件というようなものを考えるとまだどこに不発弾があるかということやはり探査したからこそわかるような部分ですね。那覇においてもこれからまた再開発ということで、以前はわからずに、また再開発でこれからホテルだとかいろんな大型のものができてくるということを見ると大事な予算になっていると思うのです。陳情も今回1.35倍上がってきたということがあるけれども、知事公室長、これ措置的には平成33年の振興計画の部分での考え方になるかと思うのですが、処理的にはもう70年かかるということでもわかるけれど

も、この平成33年終わった時点で、この不発弾の予算というのはどうなると考えられていますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 沖縄振興特別措置法の附則の中に不発弾の対応についてはしっかり明記はされているところですが、やはり委員からもございましたように、まだまだ長い時間を要するというので、我々としてはこの不発弾の予算は今回の振興計画・沖振法の期間経過後も必要だと思っております。これは全体的な沖振法の延長との議論にもかかわりますけれども、この分野についてはしっかりと広い意味での特措法でもって、これは沖振法を含めてのことですけれども、しっかりと国の責務における施策の推進を明記していただく必要があると認識しているところです。

**○當間盛夫委員** 不発弾がまだこういう形であるんだという部分は予算を出して、ただ予算をつけてこの探査をやっているということではなくて現実にこういう部分で平成29年度に不発弾の発見があったということを皆さんもう少し周知しながらぜひ事業をされる際にはこの分を出してくれということをもっと周知をする部分もあるでしょう。言われるように、皆さんも11月までには執行率を97%まで上げて不用にしないようにということを国から再三言われているわけですから皆さんも11月、12月にこの分まで上げるということは大事だと思っております。そして流用といった形で皆さんも頑張られているというところもあるのですが、現実これだけの—32億円という大きな予算を不発弾で使うわけですから、まずその分で沖縄はその不発弾対策の効果はこういう形であるんだということもしっかり示してもらいたいなと思っております。これは提案として。

次に新規の陳情第35号ですが、ほとんど県議会では陳情という形になるのですが、皆さんのものでは御意見箱だとかパブリックコメントでホームページで周知しているというのがあるのですが、平成28年度—昨年度でもいいのですが、皆さんのところに上がっている請願・陳情というのはどういう形であるのですか。

**○屋比久義広報課課長** 請願・陳情ですが、請願は法に基づいて形式的な要件等々がございます。陳情につきましてはそういった要件等がございます。ただ、一般的には請願も陳情も同様の感じを取り扱っております。少し説明申し上げますと、例えば県議会におきましては議員の紹介によって請願が提出されます。その形式とか手続等が整っていれば必ず受理しなければならないという性格のものと理解しております。一方、陳情は議員の紹介は不要でして、内容

形式などが請願に適合していると議長が認めれば議会では受理をしているという形になります。ただ一方で知事宛ての請願書・陳情書、どういう名前・形式をとるにしても知事宛てについては議員の紹介は必要ありません。ただ住所・氏名であったり、あとは内容がきちんと整っている一県が所管することに対する申し出等々であるものについては全て受け入れております。ですので、大きく言って請願の中に陳情というのものもあるという形でございます。

當間委員の御質問の中身でございますが、ちなみに、昨年度の県への陳情という形で処理した件数なのですが、平成28年度は252件ございました。今年度、平成29年度は2月末時点で242件でございます。ですので、年度通してこの程度の陳情が沖縄県知事宛てという形で上がっております。

**○當間盛夫委員** この250件の内訳等は、皆さんわかりますか。大概周知的なものがまだないというところもあって基本的に各自治体だとかそういった団体等が多いと考えるのですけれど。個人で幾らだとか内訳はわかりますか。

**○屋比久義広報課長** 御質問は陳情者別に見ると、ということだと思いますけれども、割合で申し上げますと、昨年度になりますけれども、市町村議会からの陳情が全体の26.6%、市町村そのものから10.9%、労働組合が3.2%、その他団体が一番多く56.9%というような形で整理しております。

**○當間盛夫委員** この250件の請願—我々も請願を採択した云々というのがあるのですけれど、皆さんその請願・陳情が出てきたときに、「これはこういう形で処理しました」というのはホームページで出されていたり—例えば請願を出した、陳情を出した方に、こういう処理をしましたというような告知は、どうされているのですか。

**○屋比久義広報課長** 陳情の取り扱いにつきましては、一義的に広報課で受け取りまして、それを所管する部局に割り振りをいたします。そしてその所管する部局では、陳情の内容等を吟味、整理していただいて、文書でもって陳情者に回答をするか、あるいは上司への供覧という形で処理をして終えるという形で処理しております。部局は処理したものを広報課に報告をして、県の処理は一旦はこれで終わるという形になっております。

**○當間盛夫委員** これから知事部局と県議会の請願手続の相違点があると。この相違点はどういう形で見直しをするのですか。

○屋比久義広報課長 相違点というのは、先ほど申し上げましたとおり県議会への請願については議員の紹介が必要であるのに対して、知事に対してはそういうものはございません。そういった違いであったりとか、あとは何びとも請願ができるというのがあるのですけれども、要は先ほど申し上げましたとおり旅行者でもあるいは成人ではなくても希望を述べることができるといったような解説は、反省ではございますが、県広報課のホームページにはありませんので、そういったものをわかりやすく解説していくことで、より多くの県民の方に県政への参画を促すことができるのではないかとということで、そういった視点で見直しをしていくということでございます。

○當間盛夫委員 各県の議会とか見たりすると、陳情を委員会に付託しない議会もあったりするのですが、そういった面では他県のそういうやり方と比べて沖縄県議会のやり方がいいと思っていますので、ぜひ皆さんも何びともという形があるわけですから、小学生もいろいろな悩みはあるはずでしょうし、高校生も、外国人も、沖縄にいらした方々もあるはずでしょうから、告知も何びともわかりやすいような形でホームページで出していただければありがたいなと思います。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 26ページの平成29年陳情第135号ですが、これは西原町から出されている災害避難所施設整備事業に関する陳情です。これは処理概要で一般質問でも僕は取り上げたことがあるのですが、小波津川の氾濫等もあり、県が必要な助言、指導を行ってまいりたいと。これまでどういった指導をしてきたのか聞かせてください。

○上原孝夫防災危機管理課長 西原町は御存じのとおり、役場を新しく建てておりまして、そちらに避難所を設置しました。今回の案件にございます自治会というのは、西原町役場に近いということもございまして、そこに避難するということで、状況が変わりましたので、避難所を新たに設置する必要はないと西原町が判断したということをお伺いしております。

○中川京貴委員 たしかおとし、平園自治会で小波津川の氾濫について、地

域懇談会をしながら災害時の避難所施設を含めて、また津波対策とか、そういった勉強会もして県にも来ていただいて一緒に小波津川の改修工事に向けての説明会をしていましたけれども、やはり地元としては河川の氾濫等、災害について不安があると思っているのです。この件について県と平園地区の皆様方と話し合いを持ったことはあるのですか。

○上原孝夫防災危機管理課長　　ごさいません。知事公室ではごさいませんが、土木建築部は実績があります。

○中川京貴委員　　県はあるのですかと聞いたら自信持って「ごさいません。」と言われて、私の次の質問ができないのですけれども。県はあるのですか、と聞いたのですが、土木建築部はあるとか、うちはないという答弁はいかがいたしましょう。

○上原孝夫防災危機管理課長　　申しわけごさいませんでした。防災危機管理課ではそういったことはごさいませんが、土木建築部では実施したということで聞いております。

○中川京貴委員　　ぜひ、知事公室長、これは土木建築部も含めて、こういった陳情が出されているわけですから、一旦は西原町と協議していただいて県管理の小波津川という河川、これはもう10年前から河川の氾濫があって、県の土木建築部としても工事を今進めております。これを終えれば氾濫はないだろうという答弁も本会議ではしてありましたけれども、またそれ以外に津波対策とかですね、災害避難所施設整備ということで要請が出ておりますので、知事公室長としても一緒に取り組む考えはないでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長　　まずこの部分につきましては、平成27年度から西原町において一括交付金を活用した避難所の設置ということで議論がなされて、平成28年度の12月、西原町議会において、事業費が増大しているとか事業内容の情報共有が十分に得られないということで議会で否決されてしまっているということがあります。ただやはり議員からの御指摘は、小波津川の氾濫に対して県としてもしっかり対応すべきではないかということです。先ほど防災危機管理課長からありましたけれども、土木建築部からは聞き取りがなされておりました、小波津川の氾濫対策について土木建築部において対応するというような情報をいただいておりますので、そういう方向でなされるものと考えており

ます。私もこの辺はしっかりとフォローさせていただきたいと思います。

○中川京貴委員 では、よろしくお願いいたします。次、5ページの陳情平成28年第55号。これも継続ですが、国連先住民族勧告の撤回を要求する意見書が出ております。これは知事公室長御承知のとおり、本会議代表質問、一般質問でもいろいろ議論されている中で、県の処理概要としては「沖縄県ではこれまで沖縄県民が先住民族なのかどうかの議論をしておらず」と報告書を出しておりますが、しかしながら御承知のとおり知事も含めてこのアメリカへ間違ったメッセージを送ったのではないかという議論がありますが、この処理概要はこのままでいいということですか。先住民族ではないということを確認にうたうべきではないかということなのですが、いかがでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 処理方針に書いてございますように、我々は先住民族であるかどうかを議論してございません。また、知事もジュネーブでの発言ではいわゆる先住民族という発言はなされていないものと考えております。ですから、我々としては処理方針のままで対応してよいのではないかと考えているところです。

○中川京貴委員 ですから、本会議でも出ていたとおり、私の認識ではほとんどの方々が沖縄に生まれ沖縄に育ちそして沖縄に住んでいますが、日本人だという誇りと沖縄県民だという誇りと意識があるのですが、これは国内法の中でもきちんとうたわれている中で、沖縄は先住民なのかということに、「いや、わかりません。」みたいな姿勢でいいのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 本会議で私の記憶によるところでは、いろいろ議論がなされて、知事みずから先住民、民族というような議論について述べられていた部分があったかと思えます。知事自身もそういったことを発言する予定はないということの本会議の場で発言なされて、ジュネーブでの発言はそのとおりなされたものと考えておりまして、我々としては先住民族云々ということではなくて、自己決定権ということに基づいて知事は発言なされたものと理解しているところです。

○中川京貴委員 今、知事公室長が自己決定権の話をするのであえて質問しますが、我々日本、沖縄県も法治国家でありまして、自己決定権はもちろんあります。法律を犯してまでも自己決定権は認められているのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 やはり法律の範囲内で行われるというのは、法治国家として当然だと思います。

○中川京貴委員 知事公室長にお伺いいたします。知事公室長は日本国民であり沖縄県民だということを意識して、またその誇りを持っていますか。

○謝花喜一郎知事公室長 はい。これは普通の日本国民であり、普通の沖縄県民だと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の各陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項自衛隊についてに係る自衛隊ヘリコプターの機体の一部落下事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 ただいま議題となっております自衛隊ヘリコプターの機体の一部落下事故について、御説明いたします。

平成30年3月6日18時48分ごろ、鹿児島県沖永良部島で航空自衛隊那覇基地所属のCH47Jが後部カーゴドアを落下させました。

今回の事故による人的、物的な被害は報告されておりませんが、航空機関連の事故は、一歩間違えば県民の生命・財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないと考えており、相次ぐ米軍機による航空機事故や2月の佐賀県での自衛隊ヘリの墜落事故などで、県民の不安が高まっている中、こうした事故が発生したことはまことに遺憾であります。

県は、事故発生の翌3月7日に、県庁に事故の説明のため訪れた航空自衛隊第9航空団司令部監理部長などに対し、事故原因の究明及び今後の安全管理の徹底等、実効性のある再発防止策を早急に講じるよう強く求めたところです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**渡久地修委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより、自衛隊ヘリコプターの機体の一部落下事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** ヘリコプターの機体の一部落下事故ということなのですが、例えば我々もどういうふうにしたらいいのかと迷いがある中で、実は県が管理をしているMESHサポートも落下事故があったかと思いますが、その確認をしているかしていないかをまずお願いいたします。

○**謝花喜一郎知事公室長** MESHサポートの落下の件は、我々も新聞報道では承知しておりますが、知事公室ではMESHに対して問い合わせをしたということとはございません。と申しますのも、知事公室は米軍ですとか自衛隊、そういったことに対して所管する部局となっておりますので、MESH等の関連ではやっていないということでございます。

○**又吉清義委員** 大事な点はヘリコプターからの部品の大きい、小さいでお互い抗議をするのか、例えば民間のヘリ等の落下物の事故に対してはどこが窓口なのかいまいまだ明確ではないかと思うのですよ。これに対しては今後どう取り組んだらいいのか、民間であれば私たちはそのままにしているのか、やはりこれはしっかりと事故が起こらないように県民の生命、安全を守る意味ではやるべきではないかと思うのですが、その点については皆さん問い合わせをしていないと。そうすると、民間に関しては今後どのような取り扱いになるのかということなのですが。

○**謝花喜一郎知事公室長** 例えば民間旅客機等については、企画部の交通政策

課ですとか、また観光客のいろいろな不安とかがありますので、文化観光スポーツ部等が連携して、いろいろ問い合わせを行うものと考えております。MESHのものに関しましてはやはり急患搬送のためですので、これについては基本的には保健医療部が所管し、そういった部署において対応がなされるものと考えているところです。

○又吉清義委員 抗議する、しない以前にそういうのはしっかり管理をするところがあって、お互いアンテナを張ることによって、落下物がないのが一番いいですから、あえて申している次第でございます。では、これは管轄は皆さんのところではないと。企画部や保健医療部が担当でそこで詰めたらいいと思うのですが、そのように今後展開していくのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 私はかつて企画部を担当したことがございます。そういった中において、落下ではございませんでしたが、いろいろ緊急着陸、インシデント等の議論があったときには企画部で対応させていただいたということがありまして、先ほどのような答弁をしたところでございます。

○又吉清義委員 ぜひ、今後大きい、小さいで判断するのかどうかというのはまた、協議をしたほうがいいのかなということで、提言をして終わります。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 航空自衛隊那覇基地の方が3月7日に県庁にお見えになって説明をされて、県からも要望を申し入れたということなのですが、カーゴドア落下事故の情報を県が掌握するに至る経緯というか、通報があったのか、それともみずから報道で知ったから情報をとりにいったのか。例えば米軍でしたら、米軍は沖縄防衛局に報告して沖縄防衛局から県に連絡が来るといった流れだと思うのですが。自衛隊の場合はどういう流れで今回知り得たのか、教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず情報の連絡体制についてですが、米軍の事件・事故については沖縄防衛局から直接県に情報が来るというルートが確立されております。一方自衛隊の事故については専門の部署というのは存在しておりません。例えば今回の航空機事故であれば、航空自衛隊の担当部署から直

接電話、またはファックスでいただくと。一方陸上自衛隊であれば陸上関係の部署、海上であれば海上自衛隊からと、直接的に各専門部署から直接電話が来ることになっております。

今回の情報についてなのですが、まず県には3月6日火曜日、19時35分、航空自衛隊那覇基地基地渉外室から直接電話がございました。その内容としましては、沖永良部島付近でCH47Jヘリコプターの後部ドアが落下したと。詳細については現在確認中と。ただ落下したというのが第一報ありました。実際落下した時間というのが平成30年3月6日の18時48分ですので、実際落下の後、40分後くらいにすぐ連絡が来ている状況です。

**○宮城一郎委員** 3月7日に、これは県が呼んだのですか。それとも自衛隊からみずから進んでお見えになったのですか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** まず今回の事件・事故について詳細がちょっとまだわからなかったと。あと実際カーゴドアというのがどういったものなのかというようなものも全然情報がなかったものですので、こちらから口頭要請をしたいということで申し入れたところ、自衛隊からもやはり県には報告すべきだろうということで話が来まして、7日水曜日、午後3時に県に来ていただいて、お話を伺ったという状況です。

**○宮城一郎委員** 3月7日に説明を受けて、カーゴドアの特性ですとか、まあ比較論なのですが、普天間第二小学校に落ちた窓枠というのはどんなことをしないと外れないとかいう説明はあったと思うのです。例えばカーゴドアはもともと簡単に外れるものなのか。あるいは仮に外れたとして、それを落下しないように何か未然に防ぐような策が講じられているものなのかとか、その辺の説明はどのように受けておられるのか教えてください。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 今回のカーゴドアについてですが、まずCH47Jの構造の話なのですが、後部から見るとちょうど穴が開いていて、ドアがあって、それが開いたり閉まったりして荷物を出し入れいたします。今回のカーゴドアは金属でできていて、これが地面に倒れると、そこを利用して荷物が搬入できるという構造になっております。このふたが一旦閉まると、実際中に入って見てみると、上部1mと約2mくらい隙間があります。実際そこは開いている状態で飛んだりいたします。CH47Jには冷房的な機能が全然備わっていないということがありまして、夏の暑い場合は、ふたが閉まった上の部

分が開いている状態でよく飛行しております。一方、寒いときとかになると、扉の中に普段収納されているカーゴドアというのがつり上がって行ってその隙間を防ぐという構造になっているという説明がありました。今回そのふたが閉まっている状態ではあったのですが、ヘリポートの上空を旋回しているときにパカッと落下したと。それを下にいた地上員の支援員が目視をして落下物を確認したということでの報告がございました。それと、これの安全性についてですが、常時安全装置は二重三重で確保はされていて、普段落ちる構造にはないと。ただCH47Jの窓枠と同じような意味合いで、もし緊急事態があると窓が落下してそこから脱出したりすると。そのドアが落ちたという説明がありましたけれど、今回のカーゴドアについても緊急時はロックを外して落としてそこから出入りすることができるという意味では緊急脱出口としては同じような構造だというような説明がございました。

**○宮城一郎委員** CH53のときは、窓枠は緊急脱出用に外れるけれども、それが落下しないようにワイヤーが中から伸びていて、パラパラパラ落ちないように防ぐ策というのがある構造になっていると聞いていたのです。CH47Jの今回のドアは非常脱出用に、例えば蹴ったり押したりして外すのでしょうけれど、それが地面に落下しないように何かつながっているような構造にはなっていないということよろしいですか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 委員がおっしゃるとおりCH53については緊急脱出用の窓枠が一旦外れたとしてもワイヤーがついていてそこにぶら下がる形で地上には落下しないという構造があるというのは私たちも説明を受けました。ただ今回のCH47Jについては具体的にこれにひもがついていてワイヤーがついていて実際に外したときに落ちるかどうかの確認はしていないところです。ですから、実際落下しないような構造になっているかという細かいところまでは確認できていない状況です。

**○宮城一郎委員** 航空自衛隊からの説明で、外れるのでしょうけれども、非常脱出のために人間が押したり蹴ったりして外したのではなくて、何らかの原因で外れたというふうに思うのですが、外れた原因は究明されているのか、まだ調査中なのかその辺を教えてください。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 自衛隊に確認したところ、事故原因については調査中であるという説明でした。ただ、当時の話ですが上空で飛んでいる状

況で、乗務員はドアについては一切さわっていないと。そういったドアの操作を行っていない状態で落下したという状況があります。これについてはドア自体のふぐあいの可能性が高いということを考えているようで、今後は製造メーカーに調査を依頼していくというような説明がございました。

○宮城一郎委員 要はふぐあいの原因がまだ究明されていない、調査中だと思うのですが、該当機は既に訓練を再開していますでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 航空自衛隊に確認したところ、基地には戻っているという確認はしております。ただそれ以降その機体が訓練しているかどうか、そこまでの情報はつかんでいない状況です。

○宮城一郎委員 もし失礼があったらおわびいたしますが、実は既に党として航空自衛隊に抗議を申し入れしてきた際に、説明がありました。県も御存じかとは思ったのですが、この該当機は既に運航を再開しているということでございます。いわゆる米軍で起こっているいろいろな事故、例えば避難着陸というのか不時着というのかわかりませんが、そういったものについて原因が調査中でありながらも再開しているというのは米軍では頻繁に起こっていると思います。自衛隊においても同様な運用がされている、原因究明がなされていないにもかかわらず再び飛び始めているということについては、組織は違えども起こっていることは同じだというふうに考えておまして、不安が隠せないところでございます。あと、自衛隊は、今回の事故で原因究明がなされた後、これを県ないし県民に対して調査の結果公表はされるというふうにおっしゃっていたかどうか確認させてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たち県として3月7日に航空自衛隊の関係者に対して口頭要請をいたしました。その中で、県としてはこのような事故が起こらないよう事故原因の究明及び今後の安全管理の徹底等を申し入れました。ただ具体的にそれを公表する、またはいつの時期という具体的な説明はなかったと記憶しております。

○宮城一郎委員 これも確認したところ、必要に応じて公表するという回答をいただきました。要は先ほどの原因究明もないまま再び飛び始めるということ、それから事故の調査結果とかを発表する、回答するというのが米軍の事故の場合にも、何といたしますか、ある場合もあるでしょうし、いつまでたっても結果

公表が来ない場合もあるんでしょうけれども、その辺で自衛隊においても類似性を感じた我々の抗議要請の状態ではありました。個人的には米軍の事件・事故というのは日米地位協定等々で我々が要請する事項になかなかレスポンスがない、本当に安全が担保されたのかがわからない、それでもまだ飛行機が飛ぶというところに県民は大きな不安を抱えているというふうに考えています。ただ自衛隊は我が国の組織で、そういったものに対して、決してアンタッチャブルではないというか、手を伸ばせばきちんと国民に対して答えてくださるものだというふうに私は考えていたのですけれども、そういう意味では少し今回対応が米軍に近似しているということで残念に感じたのが正直なところでした。ただそうはいっても、米軍の事故だろうと自衛隊の事故であろうと、沖縄県民は同じように原因究明の結果とかを知る権利があると思いますし、また、安心して暮らしていくためにどういう措置がなされるのかというのも、これもまた知る権利があると思っていますので、県の担当部署におかれましては、米軍と同様に原因究明の調査、それから再発防止策というのをしっかり求めていただきたいなということを要望いたします。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 今、宮城一郎委員の質疑にもありましたけれども、今回通報は40分後にあったということで迅速だったとは思いますが、これは明確な自衛隊機の事故が起きたときの取り決めのようなものはないのですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 米軍の事件・事故等についてはS A C O合意に基づく通報体制、連絡体制が確立しているという状況がございます。私もそういった状況があるか確認はしたのですが一自衛隊の場合なのですが、やはり直接各部隊一渉外関係を担当している部署のほうから各関係機関には直接流しているという現状があって、これが今とられている連絡体系だというふうに認識しております。

○**比嘉瑞己委員** 次に、今、調査をしていると。最終的な調査結果の報告はいつまでにやるという回答でしたか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 事故の原因の報告がいつかということについては、実際、事故原因の調査が今のところどの程度かかるかというのは現時点

ではわからないということです。ただ製造メーカーに調査を依頼しており、その依頼している内容について3月下旬に調査結果が通知される見込みで、それを受けて自衛隊がいつごろ、結果報告をまとめるかというのは今のところ未定という状況にあります。

**○比嘉瑞己委員** この整備点検がどうなっているのかというのが県民も心配するところなのですが、こうした自衛隊からの報告を受けて検証することは沖縄県としてはできるのですか。

**○金城典和参事兼基地対策課長** 沖縄県の場合ですが、例えば米軍機の事故があった場合、大体半年から場合によっては1年経過した後に事故の報告書というのを一応いただいております。ただその場合において必要な部分が黒塗りにされているということがあります。例えば本人からの意見聴取とか。いろいろなところが見えない状況での公表になっている部分があります。今回の自衛隊に関する事故でどういった報告書が作成されるか、それがどの程度開示されるかということがまだわからない状況です。ですから全て開示であればある程度県としての確認はできるかと思うのですが、開示状況によっては細かい部分までの確認がとれないということが予想される状況です。

**○比嘉瑞己委員** 今回の事故はけが人が出なかったことが不幸中の幸いで、30キログラムもの部品が落ちてくるわけです。一步間違えれば県民の命や安全にかかわる問題ですので、看過できないと思うのです。この間は自衛隊の独自の取り組みで通報とかもあるのですが多分組織の中には何らかのマニュアルみたいなものはあると思うのです。そこを自治体間の中でも正式な取り決めとして求めていくことは大切なことだと思います。こんな原因究明もないまま飛行再開というのは県民としては納得いかないと思いますので、例え相手が自衛隊であってもこうした自治体間の取り決めというのは求めていくべきだと思いますが、この点について知事公室長どうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** やはり米軍、自衛隊にかかわらず航空機の部品落下というのは一步間違えば大きな被害が生じるということを我々は認識してございます。そういった中において対応は同一であるべきだというのが県の基本的な考えでございます。したがって、先ほど3月下旬までに情報の提供を一原因が究明されるという話ですが、それについてはしっかり求める必要があると考えております。それから自衛隊の幹部とは陸海空を問わず、我々定期的に

意見交換などもさせていただいているので、そういった中において今、比嘉瑞己委員からございました、連絡体制の構築については私から提案してみたいと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 米軍を中心に皆さんもいろいろなことをやっていて、米軍関係であれば沖縄防衛局が窓口だということであるのですが、先ほども比嘉瑞己委員からもあったように、連絡体制をどうとるのか。今、陸海空ばらばらで対応するという、各部隊といろいろと意見交換をしているというお話でもあるのですが、やはりそうではなくて、自衛隊の陸海空のどこであれこういう事件・事故があったときにはしっかりと連絡を取り合ってやるんだとか、陸海空含めた自衛隊と県との部分での協議会なり、そういったことをしっかりと持つていくということも確立すべきだと思うのですが、どう考えますか。

○謝花喜一郎知事公室長 おっしゃるとおりだと思います。米軍との関係では通報経路の詳細というのがつくられておりますが、今の自衛隊につきましてですね、それが十分ではないということが今回の件で判明いたしましたので、しっかり対応しなければならないと考えております。

○當間盛夫委員 皆さん今県政の部分で辺野古の分に関しては反対ということでしょうけれども、安全保障に関しては容認しているわけだから、しっかりとこの自衛隊の果たす役割という部分と、事件・事故とは別個ですので。今回はへりの部分であるのですが、この那覇空港を使つてのスクランブル発進だとかあるわけです。もう私の家の目の前に陸上自衛隊の施設があつて、もう早朝に訓練したりするのですよ。こんな住宅街でこんなやるのかと。僕は苦情等はいろいろな形で来ていると思いますので、これは那覇市さんが処理するとか各市町村にではなくて、やはり県にもその辺は上がってきていると思うのです。やはりそのことも自衛隊ともしっかり対応していくというようなことをやってもらいたいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、自衛隊ヘリコプターの機体の一部落下事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長の退任挨拶。その後、説明員入れかえ。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第48号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部交通部長の説明を求めます。

梶原芳也交通部長。

○梶原芳也交通部長 お手元の資料をごらんください。

乙第48号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

地方自治法第228条及び道路交通法第112条に、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない旨規定されております。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び道路交通法施行令の一部が改正され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、質屋営業法、警備業法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法、道路交通法、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、探偵業の業務の適正化に関する法律の手数料の標準額が改められたことから、沖縄県警察関係手数料条例の該当する手数料額を改めるものであります。

なお、施行期日は、平成30年4月1日を予定しております。

以上で、乙第48号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、乙第48号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

**○又吉清義委員** 同じ手数料で、同じ申請で、項目違いで上がったり、下がったりする種類があるのですが、その違いは何でしょうか。

**○梶原芳也交通部長** 先ほど申しあげましたとおり、全国的に統一して行わないといけない事務、わかりやすく言いますと、特に運転免許関係がそういうものに該当いたしますが、これは地方分権推進計画という閣議決定の中、全国的情勢を見ながら3カ年ごとに見直しなさいという閣議決定がなされております。前回から今回はちょうど3年目になりまして、今回見直しがなされました。その中で、人件費、物件費、そして施設費の3つを見直すことになっております。全国的な動きの中で人件費であったり、物件費であったり、そういうものが全国でどうなっているかというのを見まして、それによって上がったり、下がったりしたのものがあるということになります。

**○又吉清義委員** 全国的に見直す中で、例を申しあげると、鉄砲または剣類の所持の許可に関するものについては、上がるものもあれば、下がるものもあるわけです。同じ許可申請でなぜそれが生じるのかということですか。

**○梶原芳也交通部長** 私が所管するのは道路交通法一道交法ではございますけれども、先ほど申しあげた許可の一つ一つに、例えば人件費は全国统一ですので、変わりはないと思いますが、今度は同じ人件費でも例えばの話としまして、運転免許で関しますと、高齢者講習という高齢者の方が受ける講習がございまして、実は、昨年度までは12人を対象に1回でやっていたのですが、やはり高齢者の事故がふえている、あるいは認知機能低下の方の事故がふえているということがございまして、道交法を改正いたしました。その中で、これまでは一度に、審査員と言いますが、講師をする方が12人を対象にしていたのですが、やはりそれではだめだと。もっと少ない人数でやって、例えば本人が車を運転するときのいろいろな癖であったり、実際に説明したことを理解させる

ために人数を半分の6名にしたということで、減らした関係で人件費が上がったということもございます。銃刀法とか、その部分がどのようになっているのかわかりませんが、運転免許の中の高齢者講習に関して申しますと、そういうものがございます。

○新里一生活安全部長 今、交通部長が説明したとおり、減額の理由と増額の理由というのは、例えば決裁にかかる所要時間の見直しを行って、決裁時間が増加したことに伴って人件費の総額が増加をする。それから、あとは人件費の単価が減少したということがありまして、それぞれ高くなったり、低くなったりするという状況になっております。

○又吉清義委員 上がるのは人件費等の問題と人数の減なのですが、運転免許の手数料が下がるのはどのような理由で下がりますか。

○梶原芳也交通部長 先ほどは時間のお話でふえたと言いましたが、実は、人件費自体が下がっておりますので、時間数が変わらない、あるいは人数が変わらないような場合は人件費が下がりました。今回の見直しで、人件費の単価が下がっております。その中で先ほど申し上げたように、対象になる方が変わらない、あるいはその所要時間一歩をするためにどれくらいかかるという時間が変わらなければ、人件費そのものが下がっている関係で総数は下がります。私が先ほど上がると申し上げたのは、実は人件費は下がっているのですが、対象を減らした関係で人件費はトータルとして上がったということになりました。人件費の単価そのものは下がっております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第48号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、生活安全部長の退任挨拶。その後、補助答弁者の入れかえ )

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成28年第166号外1件について、審査を行います。

ただいまの陳情について、警察本部警務部長及び同警備部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、陳情平成28年第166号の記の2及び陳情平成29年第46号について、警務部長の説明を求めます。

中島寛警務部長。

○中島寛警務部長 沖縄県公安委員会所管に係る、陳情の処理方針について御説明いたします。

お手元の陳情等の処理概要等をごらんください。

1ページの陳情平成28年第166号機動隊や警察の市民弾圧の中止に関する陳情の2及び3ページの陳情第46号平成29年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の2につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡久地修委員長 警務部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第166号の記の2を除く部分について、警備部長の説明を求めます。

高塚洋志警備部長。

○高塚洋志警備部長 同じく1ページの陳情平成28年第166号機動隊や警察の市民弾圧の中止に関する陳情の2以外の部分につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡久地修委員長 警備部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

**○又吉清義委員** 陳情平成29年第46号についてなのですが、前も本会議で私述べましたが、離島地域、今県内でも動き始めているのですが、外国人観光団が来ることによって、交通事故も年々ふえていると。その中で駐在の皆さん、事件・事故を片づける中で外国語を話せる方が少なく、事故が起きた場合、長らく待たせるという現状が起きているのは事実です。それについて皆さん対応方法について、SNSを使った同時通訳がテレビ画面でできる無料のシステムもありますと。そういうのもぜひ皆さんは活用していただいたら予算もかからないスピーディーにできますよということが、まず1点目。そういうのがですね、皆さん調べる必要があるかと思いますが。興味を持たないのではなくて、そういうのを活用して市民、外国人観光団にスムーズにそれが活用できるようなものを私は大いに活用していただきたいなという考えをぜひ提言したいのですが、まず1点目に。

**○中島寛警務部長** 御提言ありがとうございます。県警察では、まさに外国人観光客の方が増加しているということで各種事案対応で通訳の必要性も年々高まっていると認識しておりまして、いろいろな取り組みを進めているのですが、1点目としては特に地域の警察官の方—いわゆる制服を着ているお巡りさんには、スマートフォンを1人1台持っていただいて、いろんな各種事案に対応しているのですが、その中に翻訳アプリというのを入れています。この翻訳アプリを使うと日英、日中、日韓の簡易なやりとりができるという機能を有しておりまして、今試験運用しているのですが4月からは本格運用をするということで先ほど又吉委員から御提案のあった部分についてもできる限りカバーしていきたいと思っております。それと、部内通訳人の育成ということで、県警が有しております通訳人、これについての育成にもいろいろな意味で力を入れていきたいと考えております。

**○又吉清義委員** 何も今使っているものは否定しませんよ。さらにレベルアップしたすごいものがありますよと。その程度のレベルではないですよということを教えてあげたいのですよ。そして皆さん通訳をされているのにさらに時間がかかる。すぐあしたからでも活用できますよと。これは皆さんアプリでやっている県内でやっているのは大体3カ国語から5カ国語かと思いますが、12カ

国語ありますよと。テレビ電話ですよと。タッチパネルで非常に簡単ですよと。今無料で使えるのですよと。予算もかかるんだったら私無理なこと言いませんよ。そういうのも興味を持っていただいて、ぜひ調べてですね、そうしたらあしたからでも入れても、あしたからもう「はい、どうぞ」って離島の駐在員に1台渡せばそれで終わりなのですよ。そして生中継ですから、これが24時間使えらると。ですから通訳も育てることはそれもいいですよ。でも間に合わなければそういったものを大いに活用していただきたいなということ。ぜひ皆さん興味を持っていただきたいということ。をまず1点目です。

あともう一点、情報としてちょっとびっくりするような現象を見たのですが、信号を待っているレンタカーでなかなか右折をしない。この時差信号の中でこういう場面を何度か見たのですよ。ですから、余り気にしなかったのですが、「あれ、どうしてこのレンタカー行かないんだろう。」と、これが最近の情報によると中国人等の観光団で偽造国際免許があると。これが特に沖縄県とどこの県でしたかね、2県にこういった方が非常に多いと。ですから、そういった治安を守る意味でですね、交通事故を防ぐ意味でもこの県内でもそういったものが出てくるかと思しますので、そういったものは皆さんしっかりとした情報を得てレンタカー会社に事故が起こらないように、そういったのを周知徹底する必要があるのではないのかなと。偽造免許で来ている観光団がそういうのを使って交通渋滞を起こすきっかけになる、事故を起こすきっかけになるのではないかと思うのですが。その辺を情報を調べて、良好な治安を確保することによって私たちは暮らしやすい生活ができるかと思うのですが。事件・事故に遭った沖縄県民からすると、免許証自体が偽造ですから、やりとりしたってわからないものですから、一切、その場を離れてしまえばもう全く泣き寝入りという現象が実際起きているものですから。その辺を県警としてぜひ徹底的にレンタカー会社とやっていただけませんかというのを、あえてお願いしたいのですが。

**○中島寛警務部長** 交通部門は私の所管する部門ではないのですが、今の又吉委員のお話については交通部門にしっかりお伝えした上で、沖縄県内における安全で、かつ円滑な交通環境が確保できるように、県警としてもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

**○又吉清義委員** 陳情のルールから少しずれていますが、離島の駐在に、何もこの座間味、慶良間だけではなくて宮古、石垣などの駐在所でそういうのは関係するものだろうと思って、あえて多少は脱線しているのです。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 陳情平成29年第46号について、教えてください。阿嘉島には今駐在所がなくて配置できていないのか、それとも人員だけが配置できていないのか。

○中島寛警務部長 阿嘉、慶留間地区を管轄する駐在所については、座間味に座間味駐在所というのがありまして、その座間味駐在所が座間味、阿嘉、慶留間それぞれを管轄するという事になっております。

○新垣光荣委員 阿嘉島だとやはり観光客が多くて動態人口がかなりほかの離島と比べて多いと思うのですが、設置する場合、施設が必要だと思うのですがこの施設というのはどれくらいかかるものなのか、そしてここに駐在を配置した場合、年間の費用はどれくらいかかるものなのか、教えていただきたいと思えます。

○中島寛警務部長 駐在所の設置に伴う費用についてはですね、その土地とあと箱といいますか、建物がその費用として必要になりますので、その土地の場所とか、建物をどういう施設にするかにもよりますので一概に幾らと申し述べるのは困難だと考えております。

○新垣光荣委員 この部分、今陳情に当たってはやはり駐在の必要な条件といたしまして、人口割的なものがあるのか、国土を守る意味で設置できるのか、その条件というのはどのような条件が揃えば優先的に配置できるのか、また県の予算の観点から配置できないのかをお伺いしたい。

○中島寛警務部長 交番でありますとか駐在所の配置につきましては人口動態、昼間どのような人口があるとかですね、あと犯罪情勢、刑法犯とか特別法犯、その発生状況でありますとか、あと交通事故の発生状況、交通の整備状況とかですね、そういったものを総合的に勘案した上で駐在所を設置するか否か検討しております。ちなみに先ほどお話ししましたとおり阿嘉、慶留間については座間味でカバーしているのですが座間味駐在所における刑法犯とか交通事故の発生状況は平均的な駐在所の発生件数に比べては低いという状況になっ

ております。阿嘉、慶留間地区の特徴としては夏についてはいろいろな観光客の方が結構来られるのですが、シーズンオフとか夜間になるとそれほどでもないという特徴がございまして、一応県警としましてはそういう状況も踏まえてハイシーズンである夏場については管轄の那覇署から応援を出して、通常1名体制を3名体制に増強して対応したりするといった対応をとっています。

○**新垣光栄委員** それで夏場には移動交番的な一よく中城村であれば南上原地区に移動交番的な配置をやっていただいて、交番の機能を補完していただいているのですが、そのようなことも昼間であれば考えられるということでしょうか。

○**中島寛警務部長** 先ほどもお話ししましたとおり、駐在署であるとか交番の設置については限られた財政的な制約もありますのでどこでもというわけにはいかないと思うのですが、犯罪の発生状況、交通事故の発生状況等を踏まえて適切に判断していきたいと思っております。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。  
当山勝利委員。

○**当山勝利委員** 陳情平成28年第166号です。処理概要2の文中の上から4行目、増員された警官100名についてはとあるのですが、予算審査のときに県内で採用があつてというのがあつたものですから、てっきりここは書きかわっているものだと思っていたのですね。それが書きかわっていないのでちょっとその確認と、あと採用された方々は全員その要員は全てそこに書いてある警ら隊に配属されているのかというのを2点確認させてください。

○**中島寛警務部長** 確かに当山委員がおっしゃったとおり、処理概要については、細かい変更部分については記載をしております。その趣旨としては陳情の要旨のポイントとしては2のところでは、1つは、県警の増員100人は、米軍犯罪の取り締まりということなので、それ以外の業務に内容がすりかえられないように働きかけてくださいであるとか、現在の警察職員数でもっと米軍犯罪の取り締まりに努力するよう働きかけてください、というのが陳情の主なポイントだと我々認識しております。そういう意味でこの陳情の処理概要で一番大事なところは、この増員された部分については米軍構成員等による犯罪はもちろんのこと、県内で発生する事件・事故への諸対応及びパトロールなどの

地域警察活動に従事していただいているというこの一番根本の部分が大事だと思っておりましてそれ以外の細かいところ、何名かわったというのは記載をしておりませんでした。先ほどの御質問ありましたとおり、予算委員会でもお話ししましたが、平成29年度に25名、当方では上積みで採ることができまして、平成30年度については41名、まあ年度がまだ終わっていないので若干辞退者等が出る可能性があるのですが変更の可能性はありますが41名追加で採る予定をしておりまして、平成30年度に34名採れば100人が充足できるということになっていまして、そういう方々は一旦警察学校に入るので現時点でまだ警察業務に従事していない部分はあるのですが、基本的な趣旨としては、最初この条例案を可決していただいたときにも地域警察活動に従事するという約束をした上で可決をしていただいているので、県警察としては増員分については地域警察活動に従事するという大方針のもとでやっていきたいと思っております。

○当山勝利委員 おおよその中身はわかりましたが、これだとまだ他府県から来られている100名が、そのままいらっしゃるといようなことでこちらも理解してしまうので、その辺の表記に関しては御検討ください。

○中島寛警務部長 今回の当山委員の御指摘を踏まえまして、次回ときには検討したいと思っております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。  
宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 陳情平成28年第166号の件でお願いいたします。昨年11月定例会の本会議で質問させていただいたのですが、キャンプ・シュワブゲート前における機動隊配置の経緯と目的というところをお尋ねさせていただきました。経緯について私の聞き方が舌足らずだったものですから、本部長の答弁ですれ違いがあったもので確認させてください。詳しく伺うと、平成28年の高江のときに、そのときの機動隊派遣の経緯というのが沖防第3733号沖縄県警本部長宛て、沖縄防衛局長発、北部訓練場ヘリコプター着陸隊移設事業にかかわる警備要請についてという要請を受けて、沖縄県警において協議の結果、機動隊配置を判断したと聞いております。それに際して本県機動隊の要員数では不足と考えて、他都府県に対して援助要求をしたと把握しているのですが、今行われているキャンプ・シュワブゲート前の機動隊配置についても県としては沖縄防衛局からの要請があつて配置したものなのか、あるいは要請はないけれども

県警本部独自の自主的な判断で機動隊を配置したのか、その辺を教えてください。

○高塚洋志警備部長 県警としては、現場の安全確保あるいは混乱の防止という観点から、県警の判断で必要な警備をしているところですが、沖縄防衛局からの警備要請もたしかあったはずですので、それも踏まえて警備をしているところであります。

○宮城一郎委員 目的のほうなんです、当時の県警本部長の御答弁で、1つに抗議参加者を含む関係者の安全の確保、もう一つ、抗議参加者と工事関係者等とのトラブル防止、最後に一般交通の安全と円滑の確保など住民生活に支障を及ぼさないことなど、現場における混乱及び交通の危険防止のため、というこの3つの目的を御説明いただきました。言葉一センテンスとしては一般県民でもわかりやすいやさしい言葉を使っているんですけど、ちょっと専門的になるのですが、沖縄県警本部機動隊の組織及び運営に関する訓令の第3条、任務の定めにおけるものとしては、どの任務に当たるのか教えていただきたいのです。この訓令では5つ任務があると認識しております。1つは治安警備及び災害警備、2つ目に雑踏警備、3つ目に警衛警護、4つ目に集団警ら、5つ目に交通整理及び交通取り締まりという任務が機動隊にはあると思うのですが、このうちどの任務に該当するものとしてシュワブゲート前に配置されたのか。なぜこのようなことを聞くかといいますと、あくまでSNS上の話なので余りその辺のところを根拠にしたいくはないのですが、高江の警備に際して機動隊車両の運転手席と助手席の間にゲリラ対策云々とラベル表示されたバインダーが置かれていたとかいう投稿があったりして、これは真偽のほうは全然わからないのですが、もしそういうゲリラ対策云々というものが、抗議参加者をそういうふうに捉えているのであれば任務もかなり絞られてくると考えています。県警本部長が答弁していた目的で、抗議参加者を含む関係者の安全確保等々という一見やわらかなイメージではなくて実際には①の治安警備とかという、抗議参加者の制圧までも視野に入れた任務なのかどうかというところを、訓令上の第3条の中ではどの任務に当たるのか教えていただきたいということです。

○高塚洋志警備部長 宮城委員がおっしゃったように、任務はさまざまございますが、その中で、今キャンプ・シュワブゲート前での警備がどれに当たるのかということであれば、恐らく治安警備に当たるだろうと思っております。な

お、治安警備と申しますとなかなか国の法令とか県の訓令とかで定義は必ずしもないわけですが、委員のおっしゃっているようないわゆる過激派のような集団の活動だけではなくて一般の方が参加するような大衆・社会運動のようなもの、そういったものも含めたさまざまな集団による、集団であるがゆえの犯罪が発生するおそれがあったり、現に発生していたりということに対する違法な状況を除く、あるいは関係者の安全を確保するというような警備のことを治安警備と申すところでございますので、おっしゃるようなゲリラ対策というものだけではないということの説明させていただきたいと思っております。

○宮城一郎委員 では治安警備という任務として定義づける際に経緯として沖縄防衛局からの要請があったという中で、防衛局の要請自体がこれはもう治安警備に当たると沖縄県警が判断したという捉え方でいいのでしょうか。

○高塚洋志警備部長 最初に御答弁申し上げましたとおり、沖縄防衛局からの警備要請はあろうがなかろうが現場での関係者の安全確保あるいは混乱防止、こういったことを任務として警備を行っているところでございますので、沖縄防衛局の要請がどうかということとは関係がないと考えております。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ )

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、出納事務局関係の陳情平成29年第93号の審査を行います。

ただいまの陳情について、会計管理者の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城玲子会計管理者。

○大城玲子会計管理者 出納事務局に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針等を御説明申し上げます。表紙をめくっていただきまして、陳情一覧表がございます。

出納事務局所管の陳情は、継続1件となっております。

説明資料2ページをお開きください。

陳情平成29年第93号入札及び契約制度改善に関する陳情につきましては、処理方針等を変更いたしましたので、全文を読み上げて御説明いたします。

最低制限価格の設定対象額の見直しに当たっては、平成30年度予算で印刷費積算ソフトの購入費用を計上しているところであります。今後は、全国標準となっている当該ソフトを地域の適正料金に近づけるための検証を行い、他県の実施状況等を参考にしつつ、沖縄県印刷工業組合等とも意見交換を行いながら、最低制限価格の設定対象額の引き下げについて、対応していきたいと考えております。

また、オープンカウンター方式については、新規事業者の受注機会の拡大や不正行為の排除等、物品調達ของ公平性、透明性、競争性が確保されるものと考えております。その対象範囲につきましては、最低制限価格の設定対象額の見直しに合わせて、対応してまいります。

以上、出納事務局に関する陳情案件について、御説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○渡久地修委員長 会計管理者の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

以上で、出納事務局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後 0 時13分 休憩

午後 1 時30分 再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案、陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

まず、乙第68号議案副知事の選任についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の4委員が退室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

意見、討論等なしと認めます。

これより、乙第68号議案副知事の選任についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

乙第68号議案副知事の選任について、同意する諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○渡久地修委員長 挙手全員であります。

よって、乙第68号議案副知事の選任については、同意することに決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の4委員が入室した。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例、乙第5号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、乙第7号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、乙第8号議案沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例及び乙第48号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって乙第1号議案、乙第4号議案から乙第8号議案まで及び乙第48号議案の条例議案7件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第66号議案包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第66号議案の議決議案は、可決されました。

次に、乙第67号議案沖縄県監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第67号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から視察調査日程案についての説明があり、協議した結果、日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりの案で決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出についてを議題に追加するか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項自衛隊についてに係る自衛隊ヘリコプターの機体の一部の落下事故に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項自衛隊についてに係る自衛隊ヘリコプターの機体の一部の落下事故に関する意見書の提出についてを議題といたします。

自衛隊ヘリコプターの機体の一部の落下事故に関する意見書の提出について、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書提出の可否、案文及び提案方法等について協議した結果、意見の一致を見た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議員提出議案としての自衛隊ヘリコプターの機体の一部の落下事故に関する意見書の提出については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり )

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情等28件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御意義なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修